

気軽 に ゼ ミ ナー ル

平成31年度税制改正

税理士法人 土屋会計事務所 代表社員・税理士 土屋 進

平成30年12月14日に政府より「税制改正大綱」が発表され、平成31年1月23日に「税制改正法案」が国会に提出されました。このあと3月下旬、国会で可決・成立し、4月1日より「改正税法」が施行される予定です。今年度の主な改正点を取り上げてみます。

1. 個人版事業承継税制

①個人事業者の一定の後継者が、相続や贈与により事業用資産を取得し、事業を継続していく場合→担保の提供を条件に、一定の事業用資産にかかる相続税又は贈与税の納税額の全額が納税猶予される。後継者の納税の資金負担がゼロになる。

(対象となる事業用資産) ・土地(400㎡まで)、建物(床面積800㎡まで) ・機械、器具備品(工作機械、パワーショベル、診療機械等) ・車両運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等) ※いずれも青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの

(条件) ・経営承継円滑法の基づく認定が必要 ・2019年度から5年以内に、予め「承継計画」の都道府県への提出が必要 ・既存の事業用小規模宅地との選択適用 ※承継計画の作成には、認定支援機関の指導助言が必要

(適用期間) 2019年1月1日から2028年12月31日までの相続・贈与が対象(10年間限定)

2. 設備投資減税

①中小企業が防災・減災への事前対策を強化するため、自家発電機、制震・免震装置等の設備について取得価額の20%の特別償却ができる特例が創設されます。

(対象者) 事業継続力強化計画の申請・認定を受けた中小企業・小規模事業者

(対象設備) 事前対策を強化するために必要な防災・減災設備→機械装置100万円以上(自家発電機、排水ポンプ等) ・器具備品30万円以上(制震・免震ラック、衛星電話等) ・建物付属設備60万円以上(止水板、防火シャッター、排煙設備等)

②青色申告の一定の中小企業者等が取得・使用した一定の機械装置等について、30%の特別償却又は7%の税額控除ができる特例措置が2年間延長されます。

(対象資産) ・機械装置(160万円以上) ・測定工具、検査工具(120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) ・ソフトウェア(70万円以上、複数合計70万円以上) ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%)

(適用期間) 2021年3月31日まで

③商業・サービス業を営む中小企業者等が経営指導に基づいて取得・使用した経営改善設備に対して、30%の特別償又は

7%の税額控除ができる特例について下記の要件が追加され、その提供期限が2年間延長されます。

(追加される要件) ・経営改善設備の設備計画において、この税制を用いて行う設備投資と経営改善によって、「年間2%以上の売上又は営業利益の伸びが達成できること」について、認定支援機関などの確認を受けること。

(適用期間) 2021年3月31日まで

3. 所得税、相続・贈与、その他

①住宅ローン控除の特例の創設

住宅取得等の借入金控除に特例として、「2019年10月1日から2020年12月31日までの間に消費税率10%が適用された住宅を購入し、住み始めること」を要件に、所得税・住民税の控除期間が10年から13年に3年間延長されます。 ※住宅取得等の支援策として「すまい給付金」の拡充や新たな「次世代住宅ポイント制度」が創設され、住宅ローン控除と併用可能

②相続した空き家の譲渡所得の控除特例の延長と要件緩和

相続した空き家を譲渡した場合に譲渡所得から最大3,000円が控除できる特例が4年間延長され、さらに被相続人(亡くなった人)が老人ホーム等に入所して空き家となった一定の家屋(2019年4月1日以後の譲渡)も適用対象となりました。

③相続税の計算において「特定事業用宅地等」(事業に利用していた建物等の敷地)の400㎡までの部分の評価額を80%減額できる特例について、相続開始前3年以内に事業の用に供された特定事業用宅地等が除かれます。→2019年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続から

④30歳未満の子や孫への直系尊属(父母、祖父母)からの教育資金の一括贈与を受けた場合の1,500万円まで非課税とする特例が2年延長されましたが、

・所得制限の導入(受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円以下→2019年4月1日以後に取得する信託受益金等に適用)

・資金使途の見直し(受贈者(受け取った者)が23歳以上になると趣味には使えない)という要件が追加されました。

⑤結婚・子育ての一括贈与の非課税措置(1,000万円)についても適用期限が2年延長されます。→2021年3月31日まで

⑥その他

・自動車税の税率の引き下げ ・環境性能割の需要標準化特例(1%軽減)の実施 ・エコカー減税、グリーン化減税→2年間延長

(TKC出版 事務所通信抜粋)

※税制改正の詳細については、顧問税理士・税務署等に問い合わせてください。